



資料編

1 策定過程

年月日	内容（主な議題）
令和4(2022)年 10月25日	第1回 策定幹事会・分科会(合同開催) ・第5次地域福祉計画の策定にあたって （計画の概要、第5次計画策定に向けてのポイント、策定スケジュール(案)） ・アンケート調査の実施について （市民アンケート調査(案)、事業所アンケート調査(案)）
令和4(2022)年 11月4日	第1回 策定協議会 ・会長の選出と副会長の指名 ・諮問 ・助言者(長岩嘉文先生)講演 ・第5次地域福祉計画策定にあたって ・アンケート調査の実施について
令和4(2022)年 11月22日～12月12日	安城市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査の実施 ・市内に在住する18歳以上の市民 安城市地域福祉計画策定のための事業所アンケート調査の実施 ・市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所
令和5年(2023)年 2月9日～28日	第1回 地域会議 ・第5次地域福祉計画策定について ・町内福祉活動計画と第5次地域福祉計画の関係について ・アンケート結果(概要報告) ・地域課題の解決策を考えるためのワークショップ テーマ:「困りごとを地域として考える」
令和5年(2023)年 (書面開催)	第2回 策定幹事会・分科会 ・市民及び事業所アンケートの調査結果について
令和5年(2023)年 3月24日	第2回 策定協議会 ・市民及び事業所アンケートの調査結果について
令和5年(2023)年 5月12日～20日	第2回 地域会議 ・町内福祉活動計画の振り返りと今後について
令和5年(2023)年 6月30日	第3回 策定幹事会・分科会(合同開催) ・第5次安城市地域福祉計画(第6次地域福祉活動計画含む)骨子案について

年月日	内容（主な議題）
令和5年(2023)年 7月6日	第3回 策定協議会 ・第5次安城市地域福祉計画(第6次地域福祉活動計画含む)骨子案について
令和5年(2023)年 8月8日	第4回 策定分科会 ・第5次安城市地域福祉計画素案(第3・4章)の原稿修正について ・会議等から出された課題及び施策反映検討シートについて
令和5年(2023)年 書面開催	第4回 策定幹事会 ・第5次安城市地域福祉計画素案(第3・4章)について
令和5年(2023)年 9月26日	第4回 策定協議会 ・第5次安城市地域福祉計画素案(第1章から第4章まで)について
令和5年(2023)年 9月28日～30日	第3回 地域会議 ・地区社協の福祉活動推進計画(案)について
令和5年(2023)年 書面開催	第5回 策定幹事会・分科会(合同開催) ・第5次安城市地域福祉計画原案(パブリックコメント提出用計画案)について
令和5年(2023)年 11月9日	第5回 策定協議会 ・第5次安城市地域福祉計画原案(パブリックコメント提出用計画案)について
令和5年(2023)年 12月5日～1月5日	パブリックコメントの実施
以下予定	
令和6(2024)年 1月31日	第6回 策定幹事会・分科会(合同開催) ・パブリックコメント結果報告、計画答申案について
令和6(2024)年 2月15日	第6回 策定協議会 ・パブリックコメント結果報告、計画答申案について
令和6(2024)年 2月20日	第5次地域福祉計画答申

2 安城市地域福祉計画策定協議会規則

平成26年1月24日安城市規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例(平成25年安城市条例第34号)第5条の規定に基づき、安城市地域福祉計画策定協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(助言者)

第4条 協議会の運営に関し指導又は助言を得るため、協議会に助言者を置くことができる。

2 助言者は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、必要があると認めるときは、幹事会を設けることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3 第5次安城市地域福祉計画策定協議会委員名簿

区分	氏名(敬称略)	所属及び役職等
会長	神谷 明文	社会福祉法人安城市社会福祉協議会 会長
副会長	大見 博昭 (令和5年5月23日まで)	安城市町内会長連絡協議会 副会長
副会長	渡辺 和彦 (令和5年5月24日から)	安城市町内会長連絡協議会 副会長
委員	柴田 綾乃 (令和4年11月30日まで)	安城市民生委員児童委員協議会 会長
委員	杉浦 正之 (令和4年12月1日から)	安城市民生委員児童委員協議会 会長
委員	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会 副会長
委員	北川 弘巳	安城市老人クラブ連合会 会計
委員	杉浦 和彦	安城市子ども会育成連絡協議会 会長
委員	鳥居 正芳	一般社団法人安城市医師会 副会長
委員	杉浦 幹男 (令和5年5月12日まで)	安城市地区社会福祉協議会会長連絡会 会長
委員	稲垣 光一 (令和5年5月13日から)	安城市地区社会福祉協議会会長連絡会 会長
委員	山本 健一	安城市小中学校長会 桜町小学校校長
委員	都築 文明	安城市身体障害者福祉協会 会長
委員	松岡 万里子	特定非営利活動法人ing 理事長
委員	山北 佑介	社会福祉法人ぶなの木福祉会 管理者
委員	小久保 充	社会医療法人財団新和会八千代病院 介護事業部 統括課長
委員	山崎 瑞穂	特定非営利活動法人おやこでのびっこ安城 副理事長
委員	加藤 早苗	特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会 理事長
委員	熊澤 里佳	公募市民
助言者	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長

※ 所属及び役職は就任時を表記。

5 地域会議開催実績

地域会議を地区社協及び町内の区域ごとに開催しました。役割は次の3つです。

- ① 地域住民が地域における課題の確認と解決に向けた行動を考え、町内福祉委員会及び地区社会福祉協議会の活動計画を策定するとともに、策定過程で出た意見を集約して、本計画に反映させる。
- ② 各町内及び地区現行計画の単なる見直しに終わらせず、課題解決型の町内福祉委員会を目指すとともに、地域共生社会の構築を盛り込んだ計画を考える。また、関係団体、福祉事業者との協議も提案する。
- ③ 各町内で出た課題を各地区で整理し、共有化する中で、各地区の在り方を考える。

1 地区会議（地区社協の区域の会議）

(1)第1回地域会議

話し合いに先立って、第5次安城市地域福祉計画の策定にあたってのポイント、ならびに計画策定に先立ち実施された市民アンケート結果について説明を受けました。

その後、「困りごとを地域として考える」をテーマとしたワークショップを行いました。8050問題や一人暮らし高齢者など地域生活課題の事例について各町で話し合いました。

地区名	開催日時 令和5(2023)年	会場	グループ数	参加者数
中央	2月17日(金) 9:30~11:20	総合福祉センター	15	53
東山	2月 9日(木)13:30~15:20	北部福祉センター	9	41
西部	2月10日(金)13:30~15:20	西部福祉センター	6	31
作野	2月14日(火)13:30~15:20	作野福祉センター	5	27
桜井	2月16日(木)13:30~15:20	桜井福祉センター	13	70
中部	2月21日(火)13:30~15:20	中部福祉センター	15	52
安祥	2月15日(水)13:30~15:20	安祥福祉センター	9	38
明祥	2月28日(火)13:30~15:20	明祥福祉センター	5	22
計			77	334



(2)第2回地域会議

第4次地域福祉計画の振り返りと地域の課題出しを目的として、「町内福祉活動計画の振り返りと今後について」をテーマに、各町で話し合いました。

地区名	開催日時 令和5(2023)年	会場	グループ数	参加者数
中央	5月20日(土)10:30~12:00	総合福祉センター	13	53
東山	5月16日(火)14:30~16:00	北部福祉センター	9	39
西部	5月13日(土)10:30~12:00	西部福祉センター	6	28
作野	5月12日(金)14:30~16:00	作野福祉センター	5	23
桜井	5月20日(土)14:45~16:15	桜井福祉センター	13	78
中部	5月19日(金)14:40~16:10	中部福祉センター	14	69
安祥	5月13日(土)14:30~16:00	安祥福祉センター	7	37
明祥	5月18日(木)14:40~16:10	明祥福祉センター	5	23
計			72	350

(3)第3回地域会議

各町内の会議の意見を踏まえ、各地区社協の福祉活動推進計画について話し合いました。

地区名	開催日時 令和5(2023)年	会場	参加者数
中央	9月29日(金)13:30~15:00	総合福祉センター	26
東山	9月30日(土)14:00~15:00	北部福祉センター	16
西部	9月29日(金)13:30~14:30	西部福祉センター	16
作野	9月28日(木)10:00~11:00	作野福祉センター	13
桜井	9月30日(土)10:00~11:00	桜井福祉センター	27
中部	9月28日(木)10:00~11:00	中部福祉センター	19
安祥	9月28日(木)10:00~11:00	安祥福祉センター	9
明祥	9月29日(金)10:00~11:00	明祥福祉センター	11
計			137

2 町内会議(地区社協の区域の会議)

町内福祉活動計画の策定に向けて、町内福祉委員会ごとの会議を、市内76町内福祉委員会において、計189回開催し、参加者数は延べ1,877人でした(令和5(2023)年10月31日時点)。

6 活動指標一覧

「第4章 地域福祉施策の推進」で整理した推進施策・事業に関わる活動指標等の一覧は以下のとおりです。

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	担当課	掲載頁
1-1-(1)地域福祉活動への参加の啓発					
①市社協広報紙の発行	発行回数	12回	12回	市社協	66
②町内福祉委員会全体研修会等の開催	参加した町内福祉委員会数	72町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	66
③地区社協地域福祉活動勉強会の開催	実施回数	6回	8回 (全地区)	地区社協	66
④町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進	町内会加入率	71.7%	75.0%	市民協働課、市民課	66
⑤外国人市民に対する地域情報等の提供	－	－	－	市民協働課、市民課	66
1-1-(2)町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	町内福祉委員会発足町内会数	全町内会	全町内会	地区社協	67
②町内福祉活動計画の実行と進行管理の支援	町内福祉活動計画策定町内福祉委員会数	全町内福祉委員会	全町内福祉委員会	地区社協	67
1-1-(3)多様な小地域福祉活動等の充実					
①地域見守り活動推進事業	地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数	全町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	67
②福祉マップ作成・更新の支援	－	－	－	地区社協	67
③民生委員による安否確認・見守りの推進	民生委員による訪問件数	20,965件	26,000件	社会福祉課	67
④食育メイトによる栄養教室の開催	事業実施回数	27回	27回以上	健康推進課	67
⑤地域でのサロン等の開催支援	月1回以上開催されているサロン実施か所数	207箇所	210箇所	市社協、地区社協	67
⑥町内での福祉に関する勉強会の開催支援	－	－	－	市社協、地区社協、社会福祉課、高齢福祉課	67
⑦老人クラブ等での健康づくりの推進	健康教育参加者数	1,621人	2,000人	健康推進課	67
⑧介護予防教室の支援	開催か所	55箇所	58箇所	高齢福祉課、市社協	67
1-1-(4)地区社協と地域支援体制の充実					
①地区社協活動の充実	－	－	－	地区社協	68

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-2 地域における連携と協働の推進				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
1-2-(1)地域における支援体制の構築と円滑な推進					
①地域における住民組織間の連携体制づくり	－	－	－	地区社協	70
②多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化	多様な組織による連携会議の開催件数	8回	10回	市社協、地区社協、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	70
③生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化	－	－	－	市社協、高齢福祉課	70
1-2-(2)住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進					
①福祉事業者と関係団体等との交流促進	－	－	－	市社協、社会福祉課、高齢福祉課	70
②住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	－	－	－	市社協	70
③市民活動センター・市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	－	－	－	市民協働課、市社協	70
④団体同士がつながる交流会(市民活動交流会)の開催	交流会開催回数	1回	1回	市民協働課	70
基本施策	1-3 地域ぐるみの防災・防犯・交通安全・消費者トラブル対策の推進				
1-3-(1)防災の啓発と自主防災体制の充実					
①自主地域防災訓練の支援(自主防災組織支援事業)	自主防災組織が実施した防災訓練回数	59回	73回	危機管理課	73
②自主防災リーダー養成研修事業	防災リーダー養成研修会受講者数(累計)	945人	1,000人	危機管理課	73
③中学生防災隊活動推進事業	－	－	－	危機管理課、市社協、地区社協	73
④家具転倒防止普及事業	研修実施自主防災組織数	61組織	73組織	危機管理課	73
1-3-(2)住まいの防災、減災対策の推進					
①木造住宅無料耐震診断事業	－	－	－	建築課	74
②木造住宅耐震改修費補助事業	－	－	－	建築課	74
③木造住宅耐震シェルター等整備費補助事業	－	－	－	建築課	74
④家具転倒防止器具取付事業	家具転倒防止器具取付設置世帯数	高齢者12世帯 障害者0世帯	高齢者12世帯 －	高齢福祉課、障害福祉課	74

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-3 地域ぐるみの防災・防犯・交通安全・消費トラブル対策の推進				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
1-3-(3)災害時のボランティア支援体制の充実					
①災害ボランティアセンターの周知や災害ボランティアコーディネーターの養成	災害ボランティアコーディネーター登録者数	127人	220人	市社協、市民協働課	74
1-3-(4)避難行動要支援者支援制度の啓発と充実					
①避難行動要支援者支援制度の啓発	説明会実施数	11回	15回	社会福祉課、地区社協	74
②避難行動要支援者支援制度の効果的運用	避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数	4,696人	5,000人	社会福祉課、市社協、地区社協	74
1-3-(5)地域ぐるみの防犯・消費者トラブル対策					
①安全安心情報メールなどによる情報提供事業	安全安心情報メール配信回数	95回	90回	市民安全課	75
②防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業	防犯教室等開催回数	81回	85回	市民安全課	75
③自主防犯組織活動支援事業	自主防犯パトロール隊数	75隊	81隊	市民安全課	75
④犯罪抑止モデル地区指定事業	犯罪抑止モデル地区指定地区数(累計)	18地区	24地区	市民安全課	75
⑤子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備	スクールガード登録者数	1,341人	1,800人	学校教育課	75
⑥消費生活に関する情報発信の強化	－	－	－	商工課	75
1-3-(6)交通安全の啓発					
①交通安全教育推進事業	交通安全教室開催回数	77回	80回	市民安全課	75
②交通安全広報活動推進事業	－	－	－	市民安全課	75

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-4 生きがいと社会参加の創出				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
1-4-(1)社会参加の促進と生きがいづくり					
①高齢者教室の開催	高齢者教室クラス数	11クラス	11クラス	生涯学習課	78
②シルバーカレッジの開催	シルバーカレッジクラス数	2クラス	2クラス	生涯学習課	78
③福祉センター講座の開催	講座数	48講座	48講座	市社協	78
④福祉センターサロンの開催	参加者数	延 22,148人	延 22,500人	市社協、 地区社協	78
⑤「農」のある暮らし体験事業	野菜づくり入門コース実施回数	2回	2回	農務課	78
⑥地域における高齢者スポーツの推進	ラジオ体操参加者数(大人)	延 15,065人	延 20,000人	スポーツ課	78
⑦講座型デイサービス事業	講座型デイサービス講座数	11講座	11講座	障害福祉課、 市社協	78
⑧障害者社会参加促進事業	行事参加者数	597人	1,300人	障害福祉課	78
⑨障害のある人がスポーツに親しめる環境づくり【新規】	ニュースポーツ貸出回数	415回	600回	スポーツ課	78
⑩障害のある人のスポーツ活動参加促進事業	障害者大会激励金申請数	2人	5人	スポーツ課	79
⑪地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実	親子ふれあい活動実施校数	15校	21校	生涯学習課	79
⑫困難を抱える若者支援事業【新規】	－	－	－	生涯学習課	79
1-4-(2)就労機会の拡充					
①シルバー人材センターの活用促進	シルバー人材センター会員数	1,068人	1,140人	高齢福祉課	79
②障害者就労支援事業	一般就労者数	39人	62人	障害福祉課	79
③若年無業者就労支援事業	－	－	－	商工課、 生涯学習課	79
④就労準備支援事業	－	－	－	社会福祉課	79

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-1 福祉のこころの醸成				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
2-1-(1)地域や家庭における福祉学習の推進					
①市社協広報紙の発行	(基本施策1-1-(1)-①の再掲)			市社協	81
②町内福祉委員会全体研修会等の開催	(基本施策1-1-(1)-②の再掲)			市社協、 地区社協	81
③地区社協地域福祉活動勉強会の開催	(基本施策1-1-(1)-③の再掲)			地区社協	81
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実	地区社協講演会等開催回数	100回	100回	地区社協	81
2-1-(2)学校における福祉教育の充実					
①福祉学習支援事業	福祉学習実施件数(助成件数を含む)	社協20件 学教13件	社協20件 学教40件	市社協、 学校教育課	81
②ふれあいネット推進事業 (地域と連携したこころの教育等の推進)	ふれあい活動事業参加人数	32,639人	35,000人	学校教育課	81
③特別支援学級と通常学級との交流学級の推進	－	－	－	学校教育課	81
2-1-(3)相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発					
①福祉まつり事業	福祉まつり参加者数	3,900人	6,400人	市社協	81
②障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発【新規】	広報やイベント等での周知・啓発活動	実施	実施継続	障害福祉課	81
③多文化共生意識の醸成	－	－	－	市民協働課	82
基本施策	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援				
2-2-(1)地域福祉活動の参加機会の提供					
①市社協広報紙発行	(基本施策1-1-(1)-①の再掲)			市社協	84
②町内福祉委員会全体研修会等の開催	(基本施策1-1-(1)-②の再掲)			市社協、 地区社協	84
③地区社協地域福祉活動勉強会の開催	(基本施策1-1-(1)-③の再掲)			地区社協	84
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実	(基本施策2-1-(1)-④の再掲)			地区社協	84
⑤ボランティア登録の促進	ボランティアセンターの登録数	団体204団体 個人274人	団体210団体 個人310人	市社協	84
⑥ボランティア体験プログラム事業	ボランティア体験人数	90人	240人	市社協	84
⑦市民活動活性化事業(情報受発信)	－	－	－	市民協働課	84

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援				
事業名	活動指標	実績・2022年度	目標・2028年度	主担当課	掲載頁
2-2-(2)ボランティア等の養成と活用					
①各種ボランティア等の養成講座の充実	ボランティア養成講座開催講座数	社協主催講座 11講座	社協主催講座 8講座	市社協	84
②各種ボランティア保険の周知と加入促進	広報掲載回数	市広報紙1回 市社協広報紙 1回	市広報紙1回 市社協広報紙 1回	市民協働課、 市社協	84
2-2-(3)地域福祉活動等を担う団体の活動支援					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	(基本施策1-1-(2)-①の再掲)			地区社協	84
②地域福祉活動助成事業	(基本施策2-2-(4)-①に掲載)			市社協、 地区社協	84
③町内会活動支援事業	(基本施策2-2-(4)-②に掲載)			市民協働課	84
④市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用	－	－	－	市民協働課	85
⑤ボランティア活動助成事業	助成団体数	10団体	10団体	市社協	85
⑥市民活動活性化事業(人材・団体育成事業)	スキルアップ講座開催数	5講座	5講座	市民協働課	85
2-2-(4)町内福祉活動等に対する助成					
①地域福祉活動助成事業	助成町内会数	全町内会	全町内会	市社協、 地区社協	85
	助成町内福祉委員会数	全町内 福祉委員会	全町内 福祉委員会		
②町内会活動支援事業	対象町内会数	全町内会	全町内会	市民協働課	85
③町内公民館建設費等補助事業	補助実行	実施	実施継続	市民協働課	85

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	担当課	掲載頁
2-3-(1)当事者団体に関する情報提供及び交流の推進					
①障害者団体等の当事者団体の周知	障害者手帳交付時の周知・啓発	実施	実施継続	障害福祉課	87
②障害当事者間の交流会の開催	交流会等の実施	実施	実施継続	障害福祉課	87
2-3-(2)当事者団体の育成及び活動支援					
①老人クラブ活動支援事業	老人クラブ数	94クラブ	82クラブ	高齢福祉課	87
	老人クラブ会員数	9,180人	6,500人		
②障害者社会参加促進事業	(基本施策1-4-(1)-⑧の再掲)			障害福祉課	87
③子育てサークルへの支援 (地域子育て支援センター事業)	支援回数	194回	200回	子育て支援課	87
④介護者のつどいの周知と充実	－	－	－	市社協、 地区社協	87
⑤当事者団体への支援	－	－	－	市社協、 社会福祉課、 障害福祉課、 高齢福祉課	87
2-3-(3)町内福祉委員会への啓発と活動支援					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	(基本施策1-1-(2)-①の再掲)			地区社協	87
②地域見守り活動推進事業	(基本施策1-1-(3)-①の再掲)			市社協、 地区社協	87
基本施策	2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備				
2-4-(1)福祉センターの計画的な改修と活用促進					
①福祉センター維持管理	－	－	－	社会福祉課	88
②地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進	－	－	－	市社協、 地区社協	88
2-4-(2)地域福祉活動等の拠点施設の充実支援					
①町内公民館建設費等補助事業	(基本施策2-2-(4)-③の再掲)			市民協働課	88

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
3-1-(1)福祉サービスに関する情報の収集と発信					
①福祉サービスに関する情報提供	－	－	－	社会福祉課、 障害福祉課、 高齢福祉課、 子育て支援課、 市社協、 地区社協	90
②福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進	－	－	－	社会福祉課、 障害福祉課、 高齢福祉課、 国保年金課	90
③福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供	－	－	－	社会福祉課、 障害福祉課、 高齢福祉課	90
3-1-(2)情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供					
①市、市社協公式ウェブサイトの充実	－	－	－	秘書課、市社協	90
②音声による情報提供の推進	－	－	－	障害福祉課	90
③手話通訳者、要約筆記者派遣事業	派遣件数	435件	557件	障害福祉課	90
④多言語による生活情報の提供	－	－	－	市民協働課	90
⑤高齢者等へのデジタル機器・サービスの活用支援【新規】	－	－	－	経営情報課、 市社協	90

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-2 きめ細かな相談支援体制の確立				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
3-2-(1)住民の相談を断らず受け止める重層的支援体制の構築					
①重層的支援体制整備事業の実施【新規】	－	－	事業実施	社会福祉課	92
②市社協の相談等支援体制の整備・充実	－	－	－	市社協	92
3-2-(2)地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進					
①町内福祉委員会での相談支援活動の支援	－	－	－	市社協、 地区社協	92
②民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援	－	－	－	社会福祉課、 市社協、 地区社協	92
③地域包括ケア体制の推進	－	－	－	高齢福祉課、 障害福祉課、 市社協、 地区社協	93
3-2-(3)専門的な相談支援体制の充実と周知					
①高齢者の相談窓口の周知と充実	－	－	－	高齢福祉課、 市社協	93
②障害のある人の相談窓口の周知と充実	相談支援事業所数	7事業所	8事業所	障害福祉課、 子ども発達支援課、 市社協	93
③健康に関する相談窓口の開設	－	－	－	健康推進課	93
④子育てに関する相談窓口の周知と充実	－	－	－	子育て支援課、 子ども発達支援課、 学校教育課、 健康推進課	93
⑤子ども自身の悩み等の相談窓口の周知と充実【新規】	思春期相談	－	実施	子育て支援課、 学校教育課、 健康推進課	93
⑥ひとり親世帯の相談窓口の周知と充実	－	－	－	子育て支援課	94
⑦ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談窓口の周知と充実	－	－	－	市民協働課、 子育て支援課	94
⑧生活困窮者への相談窓口の周知と充実	－	－	－	社会福祉課	94
⑨犯罪をした人等への社会復帰支援	－	－	－	社会福祉課	94

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-3 公的な福祉サービスの充実				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
3-3-(1)各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開					
①高齢者に対する福祉サービスの充実	－	－	－	高齢福祉課	95
②障害のある人に対する福祉サービスの充実	－	－	－	障害福祉課	96
③子ども、子育てに対する福祉サービスの充実	－	－	－	子育て支援課、 保育課	96
④介護予防事業の充実	介護予防事業 参加者数・講座数	シニア介護予防講座 延2,160人 スツキリ☆しゃつきり健康体操 延8,543人 介護予防講座数 24講座	シニア介護予防講座 延2,800人 すつきり・しゃつきり健康体操 延9,140人 介護予防講座数 25講座	高齢福祉課、 市社協	96
⑤家族介護者に対する支援の充実	介護人手当受給者数	538人	671人	高齢福祉課	96
⑥分野横断的な福祉サービスの展開	－	－	－	社会福祉課、 障害福祉課、 高齢福祉課、 子育て支援課、 子ども発達支援課、 健康推進課、 市社協	96
3-3-(2)福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実					
①高齢者福祉施設の整備	－	－	－	高齢福祉課	96
②障害者福祉施設の整備	－	－	－	障害福祉課	96
③共生型サービスの普及・促進	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課	96
④保育園等の整備	－	－	－	子育て支援課、 保育課	97
⑤児童クラブの整備	－	－	－	子育て支援課	97
⑥福祉人材の確保	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課、 子育て支援課、 保育課	97
3-3-(3)適正な制度運用とサービスの質の確保					
①福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課	97
②県運営適正化委員会制度などの適正な運用	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課	97
③保育園等における苦情解決制度の周知と適正な運用	－	－	－	保育課	97
④福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課、 保育課	97
⑤福祉人材の確保	(基本施策3-3-(2)-⑥の再掲)			障害福祉課、 高齢福祉課、 子育て支援課、 保育課	97
⑥共生型サービスの普及・促進	(基本施策3-3-(2)-③の再掲)			障害福祉課、 高齢福祉課	97

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-4 セーフティネットの整備				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
3-4-(1)生活困窮者等への支援の推進					
①生活困窮者への相談窓口の周知と充実	(基本施策3-2-(3)-⑧の再掲)			社会福祉課	99
②居住に課題を抱える者への支援	－	－	－	社会福祉課	100
③就労準備支援事業	(基本施策1-4-(2)-④の再掲)			社会福祉課	100
④貸付制度の周知及び相談支援	－	－	－	子育て支援課、市社協	100
3-4-(2)権利擁護事業の充実					
①日常生活自立支援事業の周知と利用支援	－	－	－	障害福祉課、高齢福祉課、市社協	100
②成年後見制度の周知と利用支援	－	－	－	障害福祉課、高齢福祉課、市社協	100
3-4-(3)総合的な虐待等防止ネットワーク体制の強化					
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化	－	－	－	子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	100
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	－	－	－	子育て支援課、保育課、学校教育課、社会福祉課	100
③住民や福祉事業者に対する虐待等の防止に向けた広報啓発活動の推進	－	－	－	子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	101
3-4-(4)安否確認と緊急時の対応の充実					
①高齢者孤立防止事業の推進	利用者数	福祉電話 99人	福祉電話 63人	高齢福祉課	101
		友愛訪問 179人	友愛訪問 170人		
		緊急通報システム 430人	緊急通報システム 450人		
		給食サービス 719人	給食サービス 1,100人		
②ICTを活用した安否確認システムの導入と普及促進	－	－	－	高齢福祉課	101
3-4-(5)ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実					
①家庭生活支援員の派遣	－	－	－	子育て支援課	101
3-4-(6)養育支援訪問事業等の推進					
①保健師等による専門的相談支援の充実【新規】	－	－	－	子育て支援課、健康推進課	101
3-4-(7)子育て世帯訪問支援事業の推進					
①家事支援員等の派遣	－	－	－	子育て支援課	101
3-4-(8)生きることの包括的支援					
①自殺対策に向けた取組の強化	自殺死亡率(人口10万人対)	13.7	13.0以下	健康推進課	101

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
3-5-(1)保健、医療、福祉の各専門機関の連携					
①高齢者に対する総合的な支援体制の確立	－	－	－	高齢福祉課	103
②早期療育に向けた支援体制の確立	－	－	－	子ども発達支援課、 保育課	104
③自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進	－	－	－	障害福祉課	104
3-5-(2)地域と専門機関との連携					
①地域包括ケア体制の推進	(3-2-(2)-③の再掲)			高齢福祉課、 障害福祉課、 市社協、 地区社協	104
②障害のある人が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進	－	－	－	障害福祉課	104
3-5-(3)総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化(再掲)					
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化	(3-4-(3)-①の再掲)			子育て支援課、 社会福祉課、 障害福祉課、 高齢福祉課、 市民協働課	104
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	(3-4-(3)-②の再掲)			子育て支援課、 保育課、 学校教育課、 社会福祉課	104
③住民や福祉事業者に対する虐待等の防止に向けた広報啓発活動の推進	(3-4-(3)-③の再掲)			子育て支援課、 社会福祉課、 障害福祉課、 高齢福祉課、 市民協働課	104
3-5-(4)分野横断的な庁内連携体制の整備・強化(再掲)					
①重層的支援体制整備事業の実施【新規】	(3-2-(1)-①の再掲)			社会福祉課	104
②分野横断的な福祉サービスの展開	(3-3-(1)-⑥の再掲)			社会福祉課、 障害福祉課、 高齢福祉課、 子育て支援課、 子ども発達支援課、 健康推進課、 市社協	104

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-6 高齢者や障害のある人等の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
3-6-(1)公共施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン化の促進					
①施設改修時におけるバリアフリー化の推進	－	－	－	施設保全課	106
②施設新設におけるユニバーサルデザイン化の促進	－	－	－	施設保全課	106
3-6-(2)交通のバリアフリー化の推進					
①道路の段差等の解消の推進	－	－	－	土木課	106
②あんくるバスのバリアフリー対応車両運行の継続	バリアフリー対応車両率	100%	100%	都市計画課	106
3-6-(3)住まいのバリアフリー化の推進					
①人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	助成件数	187件	231件	高齢福祉課	106
②市営住宅のバリアフリー化	－	－	－	建築課	106
3-6-(4)安心、便利な移動支援の充実					
①車いす貸出し事業	貸出し件数	754件	760件	市社協	107
②車いす移送車貸出し事業	貸出し件数	810件	810件	市社協	107
③高齢者外出支援サービス事業	交付人数	1,482人	2,218人	高齢福祉課	107
④障害者福祉タクシー料金助成事業	交付人数	1,707人	2,500人	障害福祉課	107
⑤あんくるバス・あんくるタクシーを活用した移動支援の充実	利用人数	高齢者 延 160,872人 障害者 延 50,443人	高齢者 延 251,256人 障害者 延 58,498人	障害福祉課、 高齢福祉課、 都市計画課	107
⑥多様な主体による移動支援制度創設の検討【新規】	－	－	－	高齢福祉課、 障害福祉課、 市社協、 地区社協	107
⑦移動制約者に対する既存サービスの利用促進【新規】	－	－	－	高齢福祉課、 障害福祉課、 市社協、 地区社協	107

7 用語解説

五十音順で表記をしています。

— あ 行 —

【ICT(ICTスキル)】

「ICT」とは「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。ICTスキル(Skill)とは、ICT(情報通信技術)を活用する能力・技能をいう。

【アウトリーチ】

「アウトリーチ」とは「外へ(out)手を伸ばす(reach)」こと。福祉の分野では、困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。そこで、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、行政や支援機関が積極的に働きかけて情報・支援を届ける取組・プロセスのことをいう。

【インフォーマルサービス】

家族、近所の人、ボランティア等による福祉サービスをいう。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスであるフォーマルサービスの対義語として使われる。インフォーマルサービスは、支援を必要とする人の置かれた環境、状況に応じて柔軟な取組ができる点が特徴である。

【運営適正化委員会】

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に置かれる機関をいう。

【NPO(法人)】

「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、広義には民間非営利組織といわれ、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指す。法的には、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体に法人格が付与され、その活動の推進が図られている。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

【LGBTQ】

「LGBT」とは、「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、性的少数者(セクシュアル・マイノリティー)を表す総称の一つとして使われている。

「LGBTQ」とは、これに「Questioning」(クエスチョニング、自分の性別や性的指向に確信が持てない人)を加えたもので、これも性的少数者を包括する言葉として用いられている。

さらに、恋愛感情や性的な感情を持たない人、自分の中に男性と女性がある人、いずれの性別も認識していない人などを加え「LGBTQ+」「LGBTs」と表現されることもある。

【エンパワーメント】

自らが本来持っている力を引き出し、意識と能力を高め、自分自身の生活を決定し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的な意思決定に十分に関わることができる力をつけることをいう。

— か 行 —

【基幹相談支援センター】

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関をいう。

【救急医療情報キット(安心キット)】

ひとり暮らし高齢者などの避難行動要支援者が災害時や病気等で緊急搬送される時に、必要な情報を速やかに医療機関に伝えることを目的としたもので、かかりつけ医や持病などの医療情報、健康保険証(写し)などを入れる専用の容器をいう。

【共生型サービス】

高齢者と障害児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、高齢者向けの介護保険サービスと障害児・者向けの障害福祉サービスの両方を行う新たなサービスをいう。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【後見人(成年後見人・保佐人・補助人)】

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が十分でない人が、不利益を被らないよう家庭裁判所から選任され、援助する人をいう。

【公認心理師】

公認心理師法第2条に定めるとおり、登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次の行為を行うことを業とする者をいう。①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

【高齢者のみの世帯】

65歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、ひとり暮らし高齢者を除く世帯をいう。

【子どもの貧困】

必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況をいう。日本の子どもの7人に1人が貧困、ひとり親家庭の半数が貧困といわれており、貧困に追い詰められた親が虐待や育児放棄に至るケースや、しっかりとした教育が受けられずに世代を超えて貧困が連鎖していくことなどが問題視されている。平成26(2014)年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成26(2014)年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、政府として総合的に取組を進めることとされており、内閣府、文部科学省、厚生労働省などの関係省庁が連携して取り組んでいる。

【個別避難計画】

災害が発生し、避難するときどのような支援が必要かをまとめた計画をいう。避難行動要支援者一人ひとりに対して作成し、個々の状況に合わせて、避難先や支援内容、避難するときに配慮することなどを記載する。

【コミュニティソーシャルワーカー(CSW)】

援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援を行う者をいう。

また、地域の福祉力を高めるなど、セーフティネットの体制づくりをはじめ、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などに働きかける。

【コミュニティワーカー】

社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助を行う者をいう。その業務には、住民参加による地域組織化活動や地域間での連絡、調整、住民への福祉学習など地域援助に関わる種々の活動がある。

【孤立死】

誰にも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置される事例をいう。孤独死と表現されることもある。

— さ 行 —

【災害ボランティアセンター】

災害時に被災者等のニーズを把握し、被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを適切にコーディネートするための機関をいう。

【サロン】

町内福祉委員会など住民主体による仲間づくりや生きがいづくりのためのつどいを開催する活動のことをいう。ほかにも本市ではおしゃべりや情報交換の場としてのマタニティサロンや赤ちゃんサロン等を児童センターや保健センターで開催している。

【自主防災組織】

地域で災害による被害を予防、軽減する防災活動を行うために結成された住民組織をいう。

【自主防犯組織】

地域で自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる住民組織をいう。

【指定特定相談支援事業所】

地域で暮らす障害のある人やその家族からの相談に応じ、サービスの紹介を行うほか、サービスが適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する事業所をいう。

【児童クラブ】

保護者が仕事などにより昼間留守家庭になる小学校に就学している児童に対して、健全な育成を図るため、授業の終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業をいう。

【市民活動センター】

市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流と連携の促進や市民活動団体の自立を支援する市民活動のサポート拠点をいう。

【若年無業者】

概ね15歳以上39歳以下で、一定期間仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者をいう。

【重層的支援体制整備事業】

社会福祉法の平成29(2017)年改正で、市町村は、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と規定され、市町村による包括的支援体制の整備が努力義務となった。この包括的支援体制整備の一手法として新たに創設された事業をいう。事業の要点については3ページ参照。

【住民支え合いマップ】

福祉マップを発展させ、地域の課題と同時に資源や解決方法を確認するものである。

具体的には、福祉マップにおける地域の社会資源に加え、支援を必要とする人が日常生活の中で誰と接しているかを聞き取り、地図上にその人との関係性を表していくものをいう。

【手話】

手の形、位置、動きの組み合わせで意味を表す聴覚及び言語障害者のコミュニケーション手段の一つのことをいう。

【小地域福祉活動】

隣近所(単位福祉圏域)と町内会(第1次福祉圏域)の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

【自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場をいう。なお、社会資源の開発や改善などについて協議を行う。

【スクールガード】

あらかじめ各小学校に登録した住民が、子どもたちの登下校時間に合わせ、通学路の巡回パトロールや危険箇所の情報収集と対策の実施などを行う、学校安全ボランティアのことをいう。

【生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいう。本市では、平成27(2015)年4月から市社協(8つの日常生活圏域(地区社協単位))に配置している。

【成年後見制度】

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の権利を守ることを目的とした制度をいう。

【セーフティネット】

経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、最低限の生活を保障してくれる、社会的な制度や施策をいう。

【セルフヘルプ】

特定の問題を抱えた当事者が、自らの現状を自らで修正、改善する活動をいう。

【専門的相談支援】

保健師や保育士等が子育てに強い不安、孤立感等を抱える家庭などを訪問し、養育に関する助言・指導を行うもの。

【ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)】

現実の問題として、社会的不利を抱えた人(障害のある人、失業者、ホームレス、外国籍の人、性的少数者等)は孤立や経済的困窮に陥りやすい状況があるが、「あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う」理念をいう。

— た 行 —

【第三者評価】

福祉サービスの質の評価を行うための専門的な知識を有する第三者機関が、客観的な基準に基づいてサービスの質の評価を行うとともに、その結果を公表し、利用者に情報提供を行う仕組みをいう。外部評価ともいう。

【ダブルケア・ダブルケアラー】

「ダブルケア」とは、子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のことをいう。ダブルケアをおこなう人を「ダブルケアラー」と呼ぶ。

【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

【地域共生社会】

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

【地域子育て支援センター】

子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設をいう。

【地域支援者】

避難行動要支援者支援制度に登録された要支援者に対し、日ごろの見守りや災害時に可能な範囲で支援する人のことをいう。【地域生活課題】

社会福祉法第4条第2項では次のとおり規定している。

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

【地域福祉活動】

地区社協(第2次福祉圏域)と市(第3次福祉圏域)の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が策定する計画で、地域で住民や各種団体などが取り組む活動をまとめたものをいう。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるようにするために、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を切れ目なく一体的に提供する体制・システムをいう。国では、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を実現していくことを目指している。

【地域包括支援センター】

保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種で構成され、住み慣れた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健や福祉のサービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合相談、虐待防止、権利擁護、介護予防マネジメント、地域における包括的・継続的マネジメントなど総合的に支援していく機関をいう。

【地域密着型サービス】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えるための介護サービスをいう。原則として市町村の被保険者のみが利用できるサービスである。

【地区社会福祉協議会】

28ページ参照

【町内福祉委員会】

24ページ参照

【デジタルデバイド】

「デジタルデバイド」とは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことをいう。

【特別支援教育(特別支援学校・特別支援学級)】

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校(平成26(2014)年度から養護学校の名称を使用している学校も特別支援学校に名称統一。ただし、盲学校、聾学校は除く。)や小学校、中学校の特別支援学級(平成18(2006)年度まで特殊学級)において行われる教育をいう。

【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

配偶者や恋人など親密な関係にある若しくは過去に親密な関係にあった者から振るわれる暴力、その他の精神的・身体的・経済的又は性的な苦痛を与える言動のことをいう。「DV」は「Domestic Violence」の略称。

— な 行 —

【2025年問題】

2025年問題とは、団塊世代(1947～1949年生まれ)が75歳以上の後期高齢者となることで起こる、社会保険費の負担増大、医療・介護体制の維持の困難化、働き手不足などの問題のことをいう。

【2040年問題】

2040年問題とは、団塊ジュニア世代(1970年代前半生まれ)が65歳以上になることで、我が国の高齢者の割合がピークを迎える。その時期に起こりうる危機の総称をいう。労働力不足、年金・医療費などの社会保障費の増大といった問題だけでなく、インフラや公共施設の老朽化なども含まれる。

【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、すべての人々を包含する地域社会のあり方をいう。

【8050 問題】

「80」代の親がニートや引きこもりの「50」代の子どもの生活を支えるという問題のことをいう。若者の引きこもりが長期化して親も高齢となり、収入や介護に関する問題等が発生し、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが社会問題になっている。

【発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、その他これに類する脳機能の障害をいう。

【バリアフリー】

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することをいう。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

【伴走支援】

対人支援における接し方のひとつで、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援をいう。具体的な課題解決を目指す接し方である「課題解決型支援」と合わせて、今後の地域共生社会における「支援の両輪」として実施される。

【ひとり暮らし高齢者】

65歳以上の高齢者1人で構成される世帯のことをいう。一定の条件のもと、市に登録をした人をひとり暮らし高齢登録者という。

【避難行動要支援者】

ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、ねたきり高齢者、要介護3以上の高齢者、障害者手帳を所持する障害者のほか、日中ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の災害時等の避難に支援を要する者をさす。

【避難行動要支援者支援制度】

平成25(2013)年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への名簿情報の提供等の規定が設けられたことを契機に、これまでの災害時要援護者支援制度から移行した制度をいう。ひとり暮らしの高齢者など、日常においても支援を必要とする人に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けやすくするための制度をいう。

【ファミリーサポートセンター】

小学校6年生以下の児童を対象に、保護者の通院や冠婚葬祭、保育所の送迎又は心身のリフレッシュなどの場合に、会員同士により有料で預かる相互援助活動を行う会員組織のことをいう。会員は、事前の登録制で、子育ての手助けをして欲しい「依頼会員」と、子育ての協力をする「提供会員」がある。

【フォーマルサービス】

法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをいう。インフォーマルサービスの対義語である。

【福祉事業者】

福祉サービスを提供する事業所を運営委託する事業者の総称をいう。本計画では分野を限定せず、事業者全般を指している。

【福祉電話】

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、外出困難な重度障害のある人を対象に、指定した曜日の朝に電話し、安否確認を行う事業をいう。

【福祉マップ】

住民自らが住宅地図上に福祉施設や関係機関、避難行動要支援者などの情報を記入したものをいう。

【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行うことをいう。

— ま 行 —

【見守り活動】

ひとり暮らし高齢者等への訪問等を通じて、異変を早期に発見し、安心して暮せるようにするための活動をいう。

【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

— や 行 —

【ヤングケアラー】

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことをいう。

【友愛訪問】

老人クラブの自主事業のひとつとして、65歳以上のひとり暮らし高齢者のうち希望者に安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ員が週に2回程度の訪問をしている活動をいう。

【ユニバーサルデザイン】

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【要約筆記】

聴覚障害のある人のための情報保障の手段のひとつであり、話し手の話の内容を要約して筆記し、聴覚障害のある人に伝達することをいう。

— ら 行 —

【リフォームヘルパー】

要介護高齢者や障害のある人の自宅に出向き、個人の身体状況を踏まえた住宅改修について、相談に応じたり、助言を行ったりする者をいう。介護福祉士、理学療法士、作業療法士、建築士等が専門的な助言を行う。

【療育】

発達に何らかの偏りや心配のある子どもが、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身につけることを目的として行われる支援のことをいう。

【老後破産】

定年後の退職金や年金収入などを資金源とした生活の中で経済的に困窮し、家計を維持できなくなることをいう。

— わ 行 —

【ワークショップ】

参加者が主体的に話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら、問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法をいう。